

丹波篠山市集落における公共的施設建設事業の助成について

(R4.4.1改定版)

◆趣旨

丹波篠山市内において住民の教養を高め、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する目的をもって建設する公民館等、公共的施設に対し助成します。

◆定義

用語の意義

- | | |
|-----------|---|
| (1) 公共的施設 | 当該集落に建設する公民館又は集会所 |
| (2) 新築 | 新築及び建て替え、又は既存家屋の取得 |
| (3) 増築 | 建て増し、又は外観が変わらなくても床面積の増加を伴うもの |
| (4) 大改築 | 既存建物を利活用するために行う大規模な改築で、事業費が延床面積1平方メートル当たり72,000円以上のもの |
| (5) 改築 | 改造及び移転、又は大規模な修繕及び模様替え（大改築を除く） |

◆助成

予算の範囲内で助成金を交付します。ただし、施設が国又は県の補助を受けて建設される場合は、これを対象としません。

建物（公民館）等公共的施設に対し助成しますので、付帯工作物（フェンス・塀等）及び備品、消耗品は対象としません。

◆助成の基準

(1) 助成対象事業

事業費 200,000円以上

(2) 助成金の額

次の①②の算定基準のうち、いずれか低い方の額
(限度額)

① 新築の場合： 5,000,000円

増築・大改築の場合：2,000,000円

改築の場合： 1,500,000円

② 事業費×1/2

(3) 助成額が限度額に達した場合は、10年間は助成しません。

◆事務の流れ

1. 事前協議
担当窓口で事業内容、予算等について協議
2. 計画書の提出（10月頃）
添付書類（事業設計書又は見積書・現況写真）※見積書は1社以上（写可）
3. 予算措置（11月頃）
新年度予算要求
4. 助成金交付申請書の提出（新年度4月以降）
添付書類（事業設計書又は見積書・現況写真）※見積書は2社以上（写可）
5. 集落における公共的施設建設事業の助成金交付決定書の交付
6. 助成金交付決定後に工事着手
工事施工は年度内に完成とすること
7. 完了届の提出
添付書類（完成写真・領収書及び請求書の写・助成金請求書・振込先連絡票）
※工事費は一旦全額自治会でお支払ください。（工事完了後に、概算払いで助成金を請求することも可能です。）
8. 工事完了検査
9. 助成金支払

【問い合わせ先】

| 担当課 | 電話番号 | 担当地区 |
|------------------|--------------|---------------|
| 地域振興課(市役所第2庁舎1階) | 079-552-5112 | 篠山、八上、畑、城北、岡野 |
| 城東地区振興担当（城東支所） | 079-556-3111 | 日置、後川、雲部 |
| 多紀地区振興担当（多紀支所） | 079-557-1161 | 福住、村雲、大芋 |
| 西紀地区振興担当（西紀支所） | 079-593-1111 | 西紀南、西紀中、西紀北 |
| 丹南地区振興担当（丹南支所） | 079-594-1131 | 大山、味間、城南、古市 |
| 今田地区振興担当（今田支所） | 079-597-3111 | 今田 |